



広報

ところざわ情報館

11.20 No.926

編集・発行：所沢市役所企画部広報広聴課
〒359-8501埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
☎042(998)9024・FAX042(994)0706
URL <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>
テレホンガイドところざわ ☎0120(432)834

所沢市職員の給与等を公表します

所沢市職員の給与や職員数の状況についてご理解をいただくため、そのあらましを公表します。
問い合わせ 職員課 (☎998-9048)

(1) 平成12年度人件費の状況(普通会計決算)

住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)
平成13年3月31日 327,592人 (325,401人)	千円 81,176,381 (84,606,848)	千円 3,864,032 (3,244,936)	千円 21,892,121 (22,043,081)	% 27.0 (26.1)

◎ () 内の数字は、平成11年度人件費の状況を表しています。
◎ 実質収支は、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額です。
◎ 人件費には、特別職(市長、助役、収入役、議員等)に支給される給料、報酬を含みます。

(2) 平成13年度一般職職員の給与費の状況(普通会計当初予算)

職員数 A	給与				1人当たり給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
人 2,370	千円 10,177,422	千円 3,215,011	千円 4,880,990	千円 18,273,423	千円 7,710

◎ 職員手当は退職手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額・平均年齢の状況 (平成13年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	371,800円	42歳10月
現業職	350,400円	44歳8月

◎ 一般行政職は、現業職、消防職、教諭職、企業職、医療職、保育士のいずれにも該当しない職員です。

(4) 職員の初任給の状況 (平成13年4月1日現在)

区分	初任給	2年経過後
一般行政職	大学卒 189,500円	203,900円
	高校卒 158,000円	174,400円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成13年4月1日現在)

区分	経験年数	平均月額		
		10年	15年	20年
一般行政職	大学卒	平均月額	278,394円	331,980円
		平均年齢	33歳1月	38歳9月
	高校卒	平均月額	246,650円	285,900円
		平均年齢	29歳4月	33歳8月

(6) 一般行政職の級別職員数の状況(平成13年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準職務内容	主事	主事	主任	係長 上席の主任	課長補佐 上席の係長	課長	次長	部長	
職員数	19人	45人	240人	475人	274人	84人	24人	18人	1,179人
構成比	1.6%	3.8%	20.4%	40.3%	23.3%	7.1%	2.0%	1.5%	100.0%

(7) 職員手当の状況

区分	支給割合	
	期末手当	勤勉手当
期末手当	6月期 1.45月分	0.60月分
勤勉手当	12月期 1.60月分	0.55月分
	3月期 0.55月分	0月分
	計 3.60月分	1.15月分

区分	自己都合	勸奨・定年
退職	勤続20年 21.00月分	28.875月分
職	勤続25年 33.75月分	44.55月分
	勤続35年 47.50月分	62.70月分
手	最高限度額 60.00月分	62.70月分
	その他の加算措置	制度なし
当	退職時特別昇給	原則1号給 特別の勸奨退職者2号給

区分	支給率
調整手当 (平成13年4月1日現在)	10%
対象職員数	2,747人
平均支給月額 (平成12年度普通会計決算)	職員1人当たり 36,428円

◎ 所沢市は埼玉県市町村職員退職手当組合に加入しており、退職手当の支給割合は同組合の支給条例に基づくものです。

区分	支給総額	平均支給月額
時間外勤務手当 (平成12年度普通会計決算)	610,448千円	職員1人当たり 35,799円

◎ 月額35,799円は、給料月額37万円程度の者がおおよそ11時間の時間外勤務をした場合に相当します。

◎ 特殊勤務手当は、著しく危険、不快など特殊な勤務に従事する職員に対して支給されるもので、消防手当、清掃手当、税務手当、危険手当等があります。

(7)-2

区分	内容(平成13年4月1日現在)
扶養手当	● 配偶者…16,000円 ● 子ども等2人まで…6,300円 (配偶者が扶養親族でない場合の1人目…6,800円) ● その他の扶養親族…3,300円 ● 満16歳の年度初めから22歳の年度末までの子…5,000円加算
住居手当	● 借家等居住者…家賃額に応じた額、最高支給限度額33,900円 ● 持家居住者…8,900円(但し新築・購入から7年間は10,400円)
通勤手当	● 交通機関利用者…運賃相当額 ● 交通用具使用者…距離に応じた定額

(8) 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等
給料	市長 1,080,000円
	助役 920,000円
	収入役 820,000円
	水道事業管理者 820,000円
	常勤の監査委員 610,000円
報酬	議長 660,000円
	副議長 580,000円
	議員 560,000円
期末手当	市長 6月期 2.05月分
	助役・収入役 12月期 2.15月分
	水道事業管理者 3月期 0.55月分
	常勤の監査委員 計 4.75月分
	議長 6月期 1.95月分
支給割合	副議長 12月期 2.15月分
	議員 3月期 0.55月分
	計 4.65月分

◎ 特別職の給料額・報酬額は、平成8年4月1日に改定されてから据え置かれています。

(9) 部門別職員数の状況(平成13年4月1日現在)

部門	職員数	前年比較	主な増減理由
一般行政	1,624人	+4人	0歳児保育の充実 権限委譲対応
教育	406人	-11人	調理員等の退職 不補充
消防	320人	+3人	欠員補充
病院	89人	-2人	医事会計業務の 民間委託
水道	134人	-3人	事務の合理化
その他	174人	-1人	事務の合理化
合計	2,747人	-10人	

【部門の内訳】
一般行政…議会、総務、税務、福祉(民生・衛生)、経済(労働・農業・商工)、土木
その他…下水道事業、国民健康保険

～戦没者等のご遺族の皆様へ～ 特別弔慰金の請求はお済みですか

第7回特別弔慰金の請求受付は、平成14年4月1日までとなっています。請求をしていない方は早めに手続きをしてください。

対象 満州事変(昭和6年9月18日)以降の戦没者等の遺族の方で、平成7年4月1日～11年3月31日に公務扶助料、遺族年金等の受給権者が死亡または失権しているご遺族の方

受給順位 次の順位に従って最も順位が先の方、1人に支給します。

- I 平成11年4月1日までに弔慰金の受給権を取得した方
- II 戦没者の子
- III 戦没者と生計をともにしていた①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹(平成11年4月1日現在、婚姻、養子縁組みにより戦没者死亡時と姓が変わっている方を除く)
- IV 前記III以外の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
- V 前記I～IV以外で戦没者の三親等以内の親族。ただし戦没者の死亡時まで引き続き1年以上生計をともにしていた方

◎ 同一の戦没者で、第6回特別弔慰金(額面40万円)の受給者、または受給権を有する方は対象外です。

支給内容 額面24万円の記名国債
支給方法 毎年4万円分を平成12年～17年の6年間支給
請求方法 市役所1階・福祉総務課に備え付けの請求書等で同課へ請求
必要書類 請求書、戸籍謄本等
請求先・問い合わせ 福祉総務課 (☎998-9113)